

令和元年度定期監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和2年6月15日

監査報告書により指摘された事項の状況報告

種類 令和元年度 定期監査報告書（第3期）

期日 令和2年1月29日（水）及び2月7日（金）

範囲 平成30年度（平成31年1月1日から同年3月31日まで）、平成31年度・令和元年度（平成31年4月1日から令和元年12月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について

1月29日…教育総務課、教育指導課、文化財保護課、学校教育課

2月7日…学校給食課

報告対象 課室所等		指摘・要望事項	措置を講じた事項
教育 総務 部	教育総務課	1 契約事務 委託契約において、随意契約の根拠条 項を明記していない。	指摘事項を課内で確認し合い、同様の事 例が発生しないよう意思統一を図った。
		1 契約事務 物品購入契約において、契約保証金の 免除条項を誤っている。	指摘事項を課内で確認し合い、同様の事 例が発生しないよう意思統一を図った。